要指導医薬品及び一般用医薬品の販売制度に関する事項

医薬品リスク区分の定義と解説

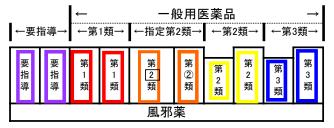
		一般用医薬品			
リスク分類	要指導医薬品	第1類医薬品	指定第2類医薬品	第2類医薬品	第3類医薬品
外箱表示	要指導医薬品	第1類医薬品	第②類医薬品 第 2 類医薬品	第2類医薬品	第3類医薬品
定義	毒薬、劇薬及び 一般用医薬品として のリスクが確定して いない医薬品	特にリスクが 高い医薬品	リスクが比較的高い医薬品		
			(指定第2類は、第2類のうち 特に注意を要する医薬品成分を 含んだ医薬品)		リスクが比較的 低い医薬品
対応する 専門家	薬剤師 (対面販売のみ)	薬剤師	薬剤師または※登録販売者		
情報提供 及び指導等	義務 (書面を用いる。 但し原則使用者本 人へのみ販売可 能、販売数量制限あ り)	義務 (書面を用いる)	努力義務 (但し、指定第2類医薬品は禁忌の確認や 使用について薬剤師又は登録販売者との 相談が推奨されています)		必要に応じて
陳列場所	対面販売のため 空箱を陳列	対面販売のため 空箱を陳列	カウンターより 7m以内に陳列	許可を受けた医薬品売り場に陳列	
濫用医薬品	「濫用等のおそれのある医薬品」として指定されている医薬品に関しては販売数量の制限等あり				

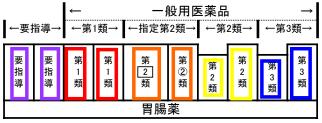
※登録販売者

2009年の薬事法改正により導入された、都道府県知事の行う試験に合格し登録を受けた専門家

要指導医薬品及び一般用医薬品に関する陳列方法

- 要指導医薬品及び一般用医薬品はリスク別に陳列しております
- 同じ薬効内でもリスクが混在しないように陳列しております
- ・専門家が不在の場合は販売できません





医薬品による健康被害の救済について

医薬品を適正に使用したにもかかわらず、副作用 により一定の健康被害を受けた方の救済を行う 公的制度があります。

お困りの方は当薬局または以下の相談窓口へ ご相談ください。

(一部救済が受けられない医薬品・副作用があります)

副作用救済制度 相談窓口

(独)医薬品医療機器総合機構

TEL: 0120-149-931(フリーダイヤル)

受付時間:月~金曜(祝日・年末年始を除く) 9:00~17:00 ホームページ: http://www.pmda.go.jp/kenkouhigai_camp/in

dex.html

その他必要な事項

- ・医薬品の正しい購入方法にご理解とご協力をお願い いたします
- ・医薬品の中に入っている「お薬の説明書」は捨てず に保管し、必要に応じて見られるようにし、正しい使用 方法でお使いください
- ・個人情報は、当薬局の「個人情報保護に関する基本 方針」に則り取り扱います
- ・業界団体や都道府県等で設置されている相談窓口は 以下の通りです

医薬品の一般的な知識など 相談窓口

医薬品医療機器総合機構 くすり相談窓口

TEL: 03-3506-9457

(社) 日本薬剤師会 消費者薬相談窓口

TEL: 03-3353-2251

受付時間:火・金曜 10:00~12:00、13:00~16:00